



議案第十六号

三朝町交通安全指導員の設置等に関する条例の一部改正に

ついて

次のとおり三朝町交通安全指導員の設置等に関する条例の一部を改正することについて、  
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議  
決を求める。

昭和五十五年三月十一日

三朝町長 松村喬成

昭和五十五年三月廿三日 原案可決

三朝町議会議長 牧田禎

三朝町条例第

号

三朝町交通安全指導員の設置等に関する条例の一部を改正  
する条例

三朝町交通安全指導員の設置等に関する条例（昭和五十年三朝町条例第二十七号）の  
一部を次のように改正する。

第九条中「三万三千円」を「三万五千円」に改める。

第十条第一項中「二千五百円」を「二千七百円」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十五年四月一日から施行する。